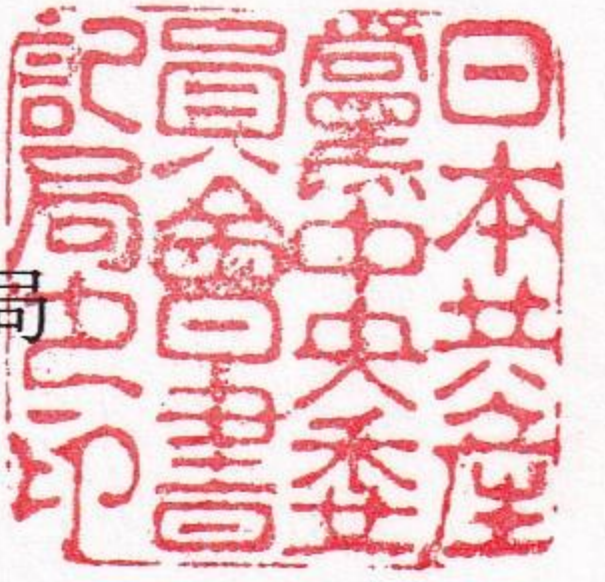


今田 真人 様

2015年6月16日

日本共産党中央委員会書記局



6月9日付の書記局長宛てのお手紙を10日に受け取りました。

この中であなたは、除籍にあたっての協議に「参加するつもりはありません」と明言されています。党規約第十一条にもとづくあなたの「除籍」の措置は、6月10日をもって確定しました。あなたはもはや日本共産党員ではありません。今後、あなたには、党支部などの会議に参加する義務も権利もありません。

以上お知らせします。

あなたは手紙で、「綱領・規約も自覚的に引き続き認めていくつもりです。だれが何と言おうと、私はいまでも日本共産党員としての自覚を持っています」と述べています。

しかし、あなたが「党規約」を認めるといっても、あなたの党規約の理解そのものが一貫して間違っているのです。あなたは次のようにいっています。

「(言論、出版の自由について) 日本国憲法は、それを国民一人一人の基本的人権として保障しています。それが時々の方針と異なるからといって、それを公表すると党を攻撃するものとみなし、規約に反するので除籍するなどという措置は、憲法の上に党規約を置くものであり、時代錯誤もはなはだしい」

憲法と党規約の関係という点に限っていえば、これがどんなに間違った主張であるかは、すでにあなたに宛てた昨年11月11日付の書記局文書で明確にしているところです。

「日本国憲法二一条は、言論の自由とならんで結社の自由を定めています。結社の自由とは、個々人にとってみれば、加入するかしないかの自由、結社の一員であり続けるか脱退するかを自由をふくんでいます。自由な意思で加わった結社の目的や内規が自由への拘束とを感じるようになった場合、会員には脱退する自由があります。結社の側は内規に従えない会員を脱退させることができます。日本共産党の規約も、『離党』の自由を認め、また党の側からの『除籍』という措置を定めています」

たとえば「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」という党規約の規定が、自分の自由な言論、自由な出版を妨げると考えたら、その規約を無視し蹂躪するのではなく、そういう規約を持っている党から脱退するという自由を行使すればよいのです。

あなたの手紙そのものが、あなたが何と言おうと、あなたがまともに党規約をまもる意思がないこと、したがって日本共産党員の資格の根本が欠けていること、除籍が正当であることを重ねて立証していると考えます。